

# 市の財政状況をお知らせします

財政が悪化することを未然に防ぐために

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(以下、「財政健全化法」)では、自治体は自らの財政状況がどの程度健全であるかを公表し、市民の皆さんからチェックを受け、財政破綻を未然に防ぐために積極的に財政状況の改善に努めることが義務付けられています。

ここでは財政健全化法に基づいて、市の平成27年度決算に基づく財政状況、特に赤字や資金不足、公債費などの状況についてお知らせします。

## 会津若松市の財政指標はおおむね健全です

財政健全化法で規定されている市の財政状況を示す指標は、健全化判断比率と資金不足比率です。

市の平成27年度決算では、赤字や資金不足はなく、公債費などの比率も前年度決算より改善し、また、法律で定める基準内に収まっていることから、財政

健全化法に基づく市の指標はおおむね健全です。

今後も人口の減少や少子高齢化の進行などにより、市の収入の減少が予想されます。そうした状況下でも、市民の皆さんに安定した行政サービスを提供できるよう、市では引き続き事務や事業などの見直しによる歳出の削減や、決算の剰余金の積み立てに努めていきます。

なお、詳しい財政状況は市のホームページで見ることができます。

●問い合わせ：財政課 ☎39-1203

## あなたの声に市長が答えます

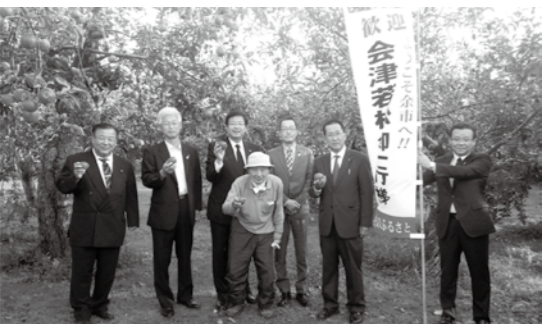
Q 市長は10月に北海道を訪問したそうですが、訪問先と会津若松市にはどんなゆかりがあるのでしょうか。

A 10月1日から5日にかけて、昨年「親善交流都市」となった余市町などを訪問してきました。余市町は、明治元年に会津藩土とその家族が開拓のために入植した土地です。今回、約90人の市民の皆さんとともに「市民親善交流推進事業」として訪問し、会津藩土が栽培に成功したりんご「緋の衣」の原木を見たり、会津藩土の墓をお参りしたりすることができました。また、余市町の皆さんとの交流会では140人を超える参加者全員で会津磐梯山を踊るなど、素晴らしい交流ができました。さらに函館市では、旧幕府軍の戦没者を慰霊する「碧血碑」や、箱館戦争で戦った会津藩士らを供養する「傷心惨目の碑」などへ祈りを捧げてまいりました。

親善交流事業のほかに、平成20年に「会津藩北方警備ゆかりの地交流都市共同宣言」を行った稚内市へも行ってきました。文化5年(1808年)に開国を迫るロシアからの脅威に備え、1,600人以上の会津藩士が警備に赴いたのが今の稚内市や利尻富士町、利尻町です。今回2町には荒天のため訪問できませんでしたが、3市町では遠い異郷で亡くなった50人余りの藩士の墓が、200年を経た今も大切に守られています。また、今も会津藩士の子孫が暮らす札幌市の琴似地区では、往時の雰囲気を残す街並みを案内していただきました。

北海道には、ほかに会津藩とのゆかりの深い地が数多くあり、長い間歴史を継承し、会津藩士を顕彰していただいています。今後も、歴史でつながる絆を大切にしていきたいと思えます。

●詳しくは…総務課 ☎39-1211)へ



100年以上も守り続けられるりんご「緋の衣」。余市町の吉田農園にある原木には、今年も多くの実ができました

●市長への手紙の送付先・問い合わせ…秘書広聴課 ☎39-1206 ☎965-8601 ※住所不要 FAX 39-1402

## 本市の財政状況

(平成27年度の決算時点)

### 1 市の財政を健全化判断比率から見る

健全化判断比率とは、実質的な赤字や資金不足額、公債費などを標準財政規模の額で割ったものです。財政健全化法では、これらの比率ごとに「早期健全化基準」・「財政再生基準」を定め、この基準を超える自治体に対しては、財政の早期健全化や財政の再生に取り組むように義務付けています。

市の平成27年度決算では赤字はなく、各比率も前年度決算に比べて改善し、また、基準内に収まっています。

しかし、市の実質公債費比率は県内13市の平均の9.0%や類似団体の平均の6.5%と比較すると高い水準にあるため、今後も引き続き、より健全な財政運営のために公債費の低減に努めていきます。

健全化判断比率

項目	27年度 決算	26年度 決算	早期健全化 基準	財政再生 基準	類似団体 平均
実質赤字比率	—	—	11.84%	20.00%	
連結実質赤字比率	—	—	16.84%	30.00%	
実質公債費比率	10.8%	12.6%	25.00%	35.00%	6.5%
将来負担比率	36.3%	39.3%	350.0%		39.1%

※赤字額がないものは—と表記

#### 【表中の語句説明】

▶**実質赤字比率**…一般会計などの実質的な赤字額の標準財政規模に対する比率 ▶**連結実質赤字比率**…自治体の全ての会計の実質赤字額の標準財政規模に対する比率 ▶**実質公債費比率**…自治体が負担する公債費の標準財政規模に対する比率 ▶**将来負担比率**…自治体が将来にわたり負担する債務の標準財政規模に対する比率 ▶**類似団体**…総務省が全国の市町村を人口規模や産業構造などでグループに分類。本市が属するグループは本市を含めて88市で構成

### 2 公営企業の経営を資金不足比率から見る

資金不足比率とは、公営企業の事業規模に対する資金の不足額の割合です。公営企業の資金不足比率が財政健全化法の基準以上となる場合は、公営企業の経営の改善に取り組まなければなりません。本市には、資金不足を生じた公営企業がないため、おおむね健全な経営が行われているといえます。

※標準財政規模…合理的・妥当な水準で行政を行うための標準的な財政の規模

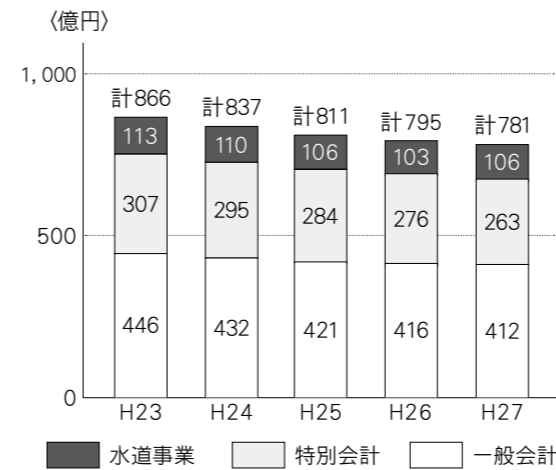
### 参考 本市の財政状況を示すその他の指標

#### 市債残高の推移から見る

市債は、公共施設や道路などの整備に充てるための市の借入金です。借り入れ後、5年から30年かけて返済をしていきます。この毎年の返済額が公債費です。

市では、公債費を抑制するため、新たな市債の発行額を元金返済額以下にすることで、市債残高の低減に努めています。

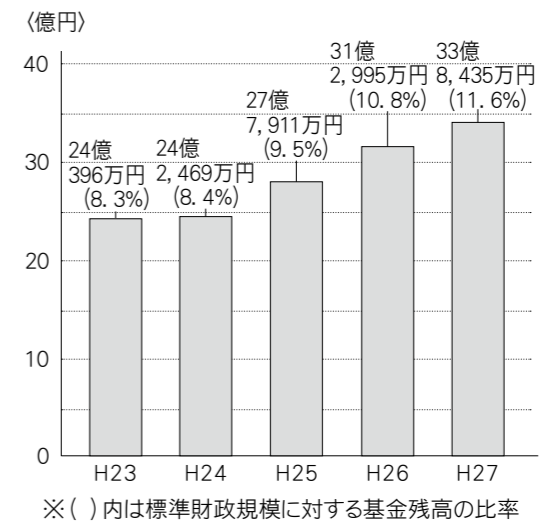
市債残高の推移



#### 財政調整基金残高の推移から見る

財政調整基金は、財源が不足する事態や災害などに対応するため、自治体が積み立てる「貯金」のようなものです。その額は、標準財政規模の10%程度が適正といわれています。市では毎年、決算による剰余金の積み立てに努めています。

財政調整基金残高の推移



※( )内は標準財政規模に対する基金残高の比率

#### 経常収支比率の推移から見る

「経常収支比率」とは、人件費や公債費などの毎年決まって支出する経費を、市税や普通交付税などの毎年決まって入ってくる収入額で割ったものです。この比率は自治体の財政の弾力性を示し、数値が低いほど、新たな行政需要に対して自治体が柔軟に対応できることを表します。一般に70~80%が適正とされています。平成27年度の本市の比率は、歳入の地方消費税交付金の増加や、歳出の公債費などが減少したことで改善しています。

経常収支比率の推移

年度	比率
平成23年度	89.2%
平成24年度	88.3%
平成25年度	90.6%
平成26年度	89.8%
平成27年度	87.4%
類似団体の平均(参考)	90.0%